

NPO活動基盤づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内のNPOの活動基盤づくりを支援するため、NPOが行う事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「NPO」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に定める要件をすべて満たすNPOが行う組織基盤強化を目的とした事業とし、当該事業に要する経費から国、地方公共団体及びその他の団体から補助を受けている経費を控除した額に対して交付するものとする。

- (1) 神奈川県内に主たる事務所を置いていること
- (2) 申請時点で、設立から10年以内であること
- (3) 特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき、事業報告書等を提出期限内に所轄庁へ提出していること。ただし、申請時点で最初の事業報告書等の提出期限が到来していないNPOは、この限りでない。
- (4) これまでにこの要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助事業を実施するために必要なものとし、その範囲は別表のとおりとする。

(補助額及び交付回数)

第5条 補助額は1法人30万円以内とし、本補助金の交付回数は、1法人あたり1回を限度とする。

(申請書の提出期日等)

第6条 規則第3条第1項の規定によるNPO活動基盤づくり補助金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、知事が別に定める。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助法人」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助法人が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の支払)

第8条 本補助金は、概算払いとする。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

イ 補助対象経費の総額の40%以内で項目間の配分の変更をすること。

ウ 補助対象経費の総額の40%以内の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、NPO活動基盤づくり補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度4月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業報告書（第6号様式）

(2) 収支決算書（第7号様式）

(3) 補助対象経費すべてにかかる領収書の写し

(4) 活動の様子がわかる写真

(5) 成果物（リーフレット、パンフレット、ポスター等を作成した場合のみ）

(6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告について、翌年度4月1日から4月15日の間に実績報告書を提出する場合にあつては、NPO活動基盤づくり補助金実施状況報告書（第8号様式）により3月

31 日までに事業の実施状況報告を行わなければならない。

- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助法人は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び返還)

第 13 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した時は、規則第 6 条により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助法人に通知するものとする。

- 2 知事は、前項により通知した補助法人に対し、すでに確定額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金を返還させる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助法人は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第 9 号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助法人が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助法人が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第 12 条の規定による実績報告を行わなかったとき。
- (5) 法令、規則、交付要綱若しくは募集要項又は知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (6) 公序良俗に反するなど、補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を当該法人に通知するものとする。

- 3 知事は、第 1 項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

期 間 減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。ただし、10 年を超える場合は 10 年とする。

財産の種類 物品の取得価格が 10 万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第 17 条 補助法人は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 補助法人が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 18 条 補助法人は、住所、団体名又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(細目)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	内容
人件費	研修・講座の受講に係る費用 等
報償費	外部の講師・指導者・コーディネーター等への謝金 等
消耗品費	単価 10 万円未満のもので、1 回又は短期間の使用で消耗するものの購入費 等
印刷製本費	チラシ・ポスター・資料等の印刷製本に係る費用 等
通信運搬費	郵送に係る費用、事業実施に必要なインターネット通信料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類のリース・レンタル料 等

保険料	ボランティア保険料 等
旅費	交通費 等
委託料	デザイン料など、事業の一部を外部委託する費用 等
その他	補助事業の実施のために必要な経費として知事が認めるもの 等

N P O活動基盤づくり補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
法 人 名
代表者名

令和 年度N P O活動基盤づくり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請の概要

実施期間	交付決定日から 年 月 日まで			
交付申請額	円			
主たる事務所の所在地				
法人設立年月日	年 月 日			
対象の事業報告書	提出期限	年 月 日	提出日	年 月 日
活動目的	▶ 定款に記載の「目的」を転記してください。			
活動概要	▶ 定款に記載の「事業」を転記してください。			
担当者	氏名		電話	
			e-mail	
添付書類	☐ 事業計画書（第 2 号様式） ☐ 収支予算書（第 3 号様式）			

2 役員等氏名一覧

法人名 _____

年 月 日現在の役員

役職名	氏	名	氏 (フリガナ)	名 (フリガナ)	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者							

3 誓約

誓 約	下記に記載のとおり誓約します	☐
(1)当法人は、暴力団ではありません。 (2)役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供することに同意しています。 (3)当法人は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、地方税法第15条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。 (4)本申請に係る役員名簿以外の一切の情報を神奈川県が公開することについて、同意します。 (5)申請内容及び添付資料に記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあることが発覚した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。		

ＮＰＯ活動基盤づくり補助金事業計画書

法人名_____

事業区分	▶ 当てはまるものにチェックをしてください。（複数回答可）
	☐ 人材獲得・募集 ☐ 人材育成 ☐ 情報発信 ☐ ネットワーク連携 ☐ 資金調達（自主財源獲得、収益事業開発 等） ☐ 中長期計画策定 ☐ その他（ ）
現在の課題	▶ <u>補助事業により解決を図る課題について</u> 具体的に詳しく記入してください。（200 字程度）
事業目的・内容	▶ <u>補助事業の目的と実施する内容など</u> を具体的に詳しく、補助金の支出と関連付けて記入してください。（300 字程度）
事業により期待される効果	▶ 当てはまるものにチェックをしてください。（複数回答可） 人材獲得・募集／人材育成 ☐ 会員数の増 ☐ 人材の充実・スキルアップ 情報発信 ☐ 広報力の強化 ☐ 広報ツールの多様化 ネットワーク連携 ☐ 団体内のコミュニケーション強化 ☐ 地域との連携強化 資金調達 ☐ 収入源の拡充・強化 ☐ 寄附集めの強化 中長期計画策定 ☐ 計画的な団体運営の実施 ☐ その他（ ） ▶ 上記の効果について、詳細を記入してください。（200字程度）

事業により
期待される効果

NPO活動基盤づくり補助金収支予算書

法人名 _____

▶ 収入合計（a）と支出合計（b）が同じ金額になるよう記入してください。

収 入

項 目	金 額	内 容（算出根拠等）
補助金		神奈川県NPO活動基盤づくり補助金（※）
合 計（a）		

※ 神奈川県NPO活動基盤づくり補助金の金額は、1万円単位・上限30万円で記入してください。

支 出

項 目	金 額	内 容（算出根拠等）	対 象（※）
合 計（b）			

※ NPO活動基盤づくり補助金の補助対象経費には、「対象」欄に●印を付けてください。

NPO活動基盤づくり補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
法 人 名
代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けたNPO活動基盤づくり補助金に係る補助事業の実績を、関係書類を添えて次のとおり報告します。

実施期間	交付決定日から 年 月 日まで	
交付申請額	円	
交付済額	円	
変更承認額 ・ 変更承認日	▶ 交付決定後、補助額に変更が生じた場合のみ記入してください。（要綱第10条に基づき、事前に知事の承認を得ている必要があります。）	
	円	
	年 月 日	
担当者	氏名	
	電話	
	e-mail	
添付書類	☐ 事業報告書（第6号様式） ☐ 収支決算書（第7号様式） ☐ 補助対象経費すべてにかかる領収書の写し ☐ 活動の様子がわかる写真 ☐ 成果物（リーフレット、パンフレット、ポスター等を作成した場合のみ）	

NPO活動基盤づくり補助金事業報告書

法人名

区分	▶ 当てはまるもの<u>一つに</u>チェックをしてください。 ☐ 人材獲得・募集 ☐ 人材育成 ☐ 情報発信 ☐ ネットワーク連携 ☐ 資金調達（自主財源獲得、収益事業開発 等） ☐ 中長期計画策定 ☐ その他（ ）
事業内容	▶ 事業の実績（実施内容・実施日・場所・参加人数、作成数など）について具体的に記入してください。 ▶ 申請書の内容と相違があった場合は、その変更点と理由を記入してください。 ※ここで記載するものは、下記ア～オに該当する<u>軽微な相違点に限ります。</u> ※これ以外の相違点は、要綱第 10 条に基づき、<u>事前に知事の承認を得ている必要があります。</u> ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加（補助額の変更を伴うものを除く。） イ 補助対象経費の総額の 40%以内で項目間の配分の変更 ウ 補助対象経費の総額の 40%以内の増額又は減額（補助額の変更を伴うものを除く。） エ 補助事業の収入に係る変更（補助額の変更を伴うものを除く。） オ 補助対象経費以外の経費の変更
事業により	▶ 当てはまるものにチェックをしてください。（複数回答可）

N P O 活動基盤づくり補助金収支決算書

法人名 _____

▶ 収入合計（a）と支出合計（b）が同じ金額になるよう記入してください。

収 入

項 目	金 額	内 容（算出根拠等）
補助金		神奈川県 N P O 活動基盤づくり補助金（※）
合 計（a）		

※ 交付済額を記入してください。ただし、交付決定後、補助額に変更が生じた場合は「変更承認額」を記入してください。

支 出

項 目	金 額	内 容（算出根拠等）	対 象（※）
（例）人件費	10,000	@1,000 円×2 時間×5 人	●
合 計（b）			

※ N P O 活動基盤づくり補助金の補助対象経費には、「対象」欄に●印を付けてください。

N P O 活動基盤づくり補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
法 人 名
代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた N P O 活動基盤づくり補助金について、年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

実施期間	交付決定日から 年 月 日まで
事業内容	
事業の 執行状況	▶ 申請書の内容どおりに補助事業を執行できたか、チェックをしてください。
	☐ できた ☐ できなかった
	▶ 上記で「できなかった」にチェックした場合（申請書の内容と相違があった場合）は、申請書との変更点と理由を記入してください。 ※ここで記載するものは、下記ア～オに該当する <u>軽微な相違点</u> に限ります。 ※これ以外の相違点は、要綱第 10 条に基づき、事前に知事の承認を得ている必要があります。 ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加（補助額の変更を伴うものを除く。） イ 補助対象経費の総額の 40%以内で項目間の配分の変更 ウ 補助対象経費の総額の 40%以内の増額又は減額（補助額の変更を伴うものを除く。） エ 補助事業の収入に係る変更（補助額の変更を伴うものを除く。） オ 補助対象経費以外の経費の変更

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
法 人 名
代表者名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けたNPO活動基盤づくり補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

〔 担当者氏名 連絡先 〕